

年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願団体 一般社団法人 日本アートメイク推進協会
住 所 京都市山科区音羽野田町3番地31
請願人氏名 印
住 所
ほか 名
紹介議員 印

アートメイクの法的整備を求める請願書

請願の趣旨

日本のアートメイク＝お顔の刺青は現在、多くのニーズがありながら危機的状況下にあります。医師でなければ刺青を彫ってはいけません。また刺青関連の道具も全て医師でなければ輸入することも買う事もできません。こんな内容が厚労省により各省庁に通達されている為です。

アートメイクに医師資格を求めるのは、自動車の運転に飛行機の免許を求めるようなものです。海外の先進国の多くはアートメイク専門資格があり、アートメイクを業として行いたい人は、誰もがアートメイク専門資格を取得すれば行うことができ、安全に上手く行っています。現状、国内でアートメイクを行う美容クリニックでは医師本人ではなく、看護師が行うところや一般のアートメイク技術者を雇うところもあります。このことは実態として医師免許を施術の条件にしていることの無意味さを表しています。

長年この業界を発展させてきた専門技術者達をたった一枚の通達により摘発し、廃業に追い込む。そんな事がまかり通る職業はこれまでも例がありません。それは当然に有する職業選択の自由を奪う行為であり、またアーティスト達にすぎる思いでサロンを訪れる多くの女性達の生きる希望や幸福を求める権利をも奪う行為であります。

これまで、国民消費者センターに苦情があったのは、正しい法的整備をして来なかった為でもあります。独立したアートメイク専門の資格を作ることで公的な指導や規制を強め、技術者の質と安全性を高めることが消費者にとって安全であり、また新しい職業として認めることで女性の活躍推進、国税の増収にも結びつきます。そうすることが一番現実的な方法と考え、法的整備を求めるものです。

